厚生委員会会議録

平成21年4月3日(金)

(開 会)10:05

(閉 会)10:33

委員長

ただ今から厚生委員会を開会いたします。

「議案第70号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」を 議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

健康増進課長

議案第70号 専決処分の承認についての補足説明をいたします。

今回の専決処分は、地方税法の一部改正(平成21年3月31日公布)に伴い、飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。主な内容につきましては、新旧対照表で説明いたします。お手元に配布しています議案資料のP34をお願いいたします。

第3条第4項及び第24条第1項において、40歳から64歳までの介護2号被保険者が納付する介護納付金の費用に充てる国民健康保険税の賦課限度額を9万円から10万円に改めるものです。

次に、第24条第2項の保険税の2割軽減の対象となる世帯の納税義務者である世帯主等の 前年から本年の見込所得が著しく増加した場合には、2割軽減の対象から除外するようになっ ていたものを廃止するものです。

資料のP35をお願いいたします。

附則第9項で上場株式等に係る配当所得に係る保険税の課税の特例といたしまして、上場株式等に係る配当等の所得は、上場株式等に係る配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度の課税所得金額に加えられるとするものです。施行は、平成22年1月1日からとなっています。

資料のP36をお願いいたします。

附則第13項で上場株式等に係る譲渡損失の損益通算に係る保険税の課税の特例といたしまして、平成22年度以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度に課税される上場株式等に係る配当所得の金額を限度として控除されるとするものです。施行は、平成22年1月1日となっています。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

楡井委員

何点かお聞きしたいのでよろしくお願いいたします。

今回条例の改定によって、国保税の中の介護分の上限がこれまでの9万円から10万円に引き上げられるということですが、この点で何点かお聞きします。

これまで9万円で打ち切りということになっていた世帯が今回の改定で増税となるということになると思うんです。この世帯がどういうふうに変化をするのか、説明をしていただきたいと思います。

健康増進課長

改正前では限度額を超える世帯数が一般、退職合計で524世帯、限度額が6233万3千円だったものが、改正後は425世帯、5774万4千円となり、差し引きで99世帯、458万9千円となっております。

榆井委員

次に、99世帯になりますかね、これに該当する世帯の収入はどの程度の人たちが、この範

囲に含まれますか。

健康増進課長

限度超過の収入ですが、給与収入でお答えします。9万円の限度額の場合は、539万2千円、10万円になりますと593万6千円の給与収入というふうになっています。

榆井委員

粗ですか、課税所得ですか。

健康増進課長

粗のほうです。

榆井委員

そうすると課税所得がどのくらいになるのか説明していただきたいと思います。それと併せて、この99世帯の中に現在国保税の滞納世帯がありましたらその数も教えてください。

健康増進課長

所得ですが、今の給与収入からいたしまして通常の控除額を差し引いた額になります。滞納 世帯についてですが現在把握ができていませんので、後日お知らせするような形でお願いしま す。

榆井委員

介護保険の制度が始まってから10年目に入るわけですが、当初限度額が、介護保険分では7万円だったと記憶していますが、それが10年目のスタートで10万円になるということになるわけです。そこで合併の年、平成18年以降、国保税、後期高齢者医療分、介護分とこういうふうに合わせた数字が国保税全体でかかってきていますが、それぞれの税率金額等の推移について説明していただきたい。

健康増進課長

まず、介護分の限度額の推移ですが、介護保険の制度開始の平成12年度が7万円、それ以降は3年後毎の見直しがございまして平成15年が8万円、18年度が9万円、今回21年度が10万円となっています。

税率の変遷ですが、医療分が平成18年度が均等割が19,800円、平等割が24,900円、所得割が9.0%、資産割が15%、限度額は53万円となっています。平成19年度が均等割24,600円、平等割、27,000円、所得割10.5%、資産割15%、限度額56万円となっています。20年度、高齢者支援分の導入がありましたので金額が変わっていますが、均等割が19,300円、平等割が21,200円、所得割が8.5%、資産割が8.7%、限度額47万円となっています。20年度から始まりました支援分につきましては均等割が5,300円、平等割が5,800円、所得割が2%、資産割が6.3%、限度額が12万円となっています。介護分につきましては、18年度が均等割が8,200円、所得割が1.45%、限度額9万円でございます。19年度が均等割10,800円、所得割2.3%、限度額9万円でございます。19年度が均等割10,

榆井委員

そうするとこの18年度合併をした年と、今度21年の執行が始まったわけですが、その差を出してみたんですが、均等割では7,400円、平等割のところで2,100円、限度額が7万円、資産割は変わっていませんが、所得割のところで2.3%上昇ということになると思います。それで16,500円と所得割の2.3%この分が4年目に入る時点で市民の負担増になるという計算になると思いますが、それでいいですか。

健康増進課長

合併後は各1市4町の平均で税率を設定していました。平成19年度は見直しを行いまして、 現在の税率になっています。20年度が高齢者支援分の導入がありましたが、全体としては同 様の税率です。合併前と比べましたらかなりの負担増となってると考えています。

榆井委員

いずれにしても18年からの国保税支援分、介護分、まあ支援分は20年からですが、含めてそれだけの、先ほど言った、7,400円、2,100円、7万円、2.35%の負担が増えてるという数字だと思います。

次に、議案の概要いいでしょうか、3条の9項にあたるんでしょうか、議案概要70号の関係でが5つありまして、その3つ目と4つ目ですね、この条文を読んでもなかなか素人は分かりにくい、それから概要を読んでもいまいちピンとこないところがありますので、平易に分かりやすく説明していただけませんか。

健康増進課長

まず3番目の分になりますけども、国保税の低減判定は前年度の所得を基に決定いたします。その7割、5割、2割軽減のうちの2割軽減だけが、課税年度の所得見込みが著しく前年度の収入よりも増えた場合には軽減が受けられないようになっておりました。今回その規定を廃止いたしまして、他の7割、5割と同じように、前年度所得のみで軽減の判定をするようになったものです。

続きまして、4番目の分ですけれども、これは平成20年度以降の課税所得の前3年分、例えば、平成22年度に課税する分で、その前の3年分で上場株式で例えば100万円の損失が出た場合については、その損失分をその課税年度の所得から控除できると、そういうふうな形になったものです。

榆井委員

まず、3番目のほうの説明では、2割、5割、7割の減免は前年度の収入で減免すると。ただし2割については、新しい年度で収入が多く見込まれる人については減免措置をしなかったと、前の年にいくら収入が低くても、というのが今までのやり方なんだけども、今後はこの2割、5割、7割が、2割、5割、7割の減免と同じように新しい年度で収入が増えても2割減免はするということでいいですかね。

それから、その4番目がやっぱりちょっと分かりにくいんですけれども。もう1回お願いします。

健康増進課長

前年度所得に対してその翌年度に課税をするわけですけれども、その課税年度の前3年分の 所得で、上場株主の損失があった場合に、その損失分は通常はその部分だけで損失控除をする んですけれども、それを上場株式の配当と合わせて、そこから差し引いていいですよと、損失 が出た分についてはプラスが出た年の分から前3年の分は控除できますよと。例えば前で 100万円損失が出ていた場合に、その年の配当所得が150万円あったといたしますと、そ のマイナスの100万円分は引いて、50万円が課税所得となります。

榆井委員

3年間の経過、プラスマイナスといいますか、損失利益を判断しながら、前の年が赤字だったら次の年で黒字になってもその差額の分だけを課税すると、こういうことですね。大まかには分かったような気もするけど、あまり関係のない懐具合でありますから、いまいち実感としてこない。

それで介護保険が始まって今10年ですけども、この介護保険について私の理解は少子高齢化社会を迎える中で、福祉を充実させなくてはならないというような名目といいますか、方向で、20年前に消費税が導入されたと思います。その後老老介護の問題だとか、家族介護を解消せないかんというようなことで、介護の社会化ということが必要だとして導入されたのが介護保険制度だと私は思っているんですけど、皆さん方もそういうふうに今思われているのかどうかについてまずおたずねして、それがそういうことだということであればですね、その制度といいますか、目的の方向に進んでいるかどうかという判断についてはいかがでしょうか。

介護保険課長

今委員の申されますとおり、介護の社会化というところでみんなで支えるという制度の下に 導入され、そのとおり実施されているものと考えております。

今そのとおりなっているものと判断しております。

榆井委員

前段のほうはですね、私と同じ認識だというご答弁のようですけども、後段のほうはずいぶん違うというふうに思います。今日討論するところではありませんからこの程度で止めておきますが。

次に移りますけども、飯塚市の国保会計でですね、国の基準による、先ほど聞きました2割、5割、7割の減免世帯ですね、これが57%だというのが、前回の厚生文教委員会の予算審議の中で明らかになったと思います。この57%という、半数を大きく超えてるという状況をですね、減免世帯が、これが正常な状態なのかというふうに私は言えないというふうに思うんですけども、それはいかがでしょうか。

健康増進課長

国保制度そのものが始まった時点ではそこに加入されているかたが事業主であったりということで、かなり若い若年層から高齢者のかたまでということで、所得水準も高いかたがずいぶんいらっしゃいましたが、近年の国保会計の構成人員といたしましては、退職後のかたとか、高齢者のかたとか、かなりそういったかたが占める割合が増えてきております。そのため委員のおっしゃいますような軽減の世帯が現実には増えております。それにつきましては私どもも大変苦慮しているところでございますが、その分の減免世帯に対する国からの補助がございまして、いくらかそこの分では軽減されているものではないかと理解しております。

榆井委員

やはりこれだけ減免世帯が多いと、半数以上 6 割近い数字になっている状況は現在の国保の 税率の問題もまああるとは思いますが、やはりこの税率には耐え切れない市民の生活状況とい いますか、収入状況のひとつの反映ではないかと思うわけですね。皆さん方もこの国保会計の 維持のためにはずいぶん苦労をされている状況はよく分かるんですけれども、これをこのまま で推移していたのでは、国保会計そのものが成り立たないのではないかというふうに思います。 これを正常化するという、正常化という言葉が正しいのかどうか疑問に思いますけど、やっぱ り正しい状況、正常な状態にするというためには何が必要だというふうに思いますか。

健康増進課長

委員のおっしゃるとおり、国保会計はかなり厳しい状態でございます。この状態を正常にするためには、今厚生労働省のほうでは県単位の国保の体制にするとか、いろいろな方策が練られております。しかし根本的なその財政的なものが問題であると思いますので、国の財政援助、国の負担というものの増額が一番必要じゃないかと考えております。

榆井委員

今お答えにもあったように、やはりこの間もう何年来ですけど、国からの国庫補助がですね、この国保会計に対する、負担がもうずいぶん比率が下がってきている。私がこの国保に関心を持った頃は44、5%あった。それが今は37%とか36%とかに切り下げられてきているという状況が大きく国保会計の困難さの反映ではないかというふうに思います。それをこう市民に被保険者に負担をかけるということも、今さっき言ったように限界に来ているという状況ですから、この状況の中で国の負担増を求めるということもしていかなければなりませんですけれども、やっぱり国の制度そのものを変えらないかんという困難さもありますのでね、1日も早くという意味で言えば、やっぱり一般会計からの繰り入れということが早道ではないかというふうに思うわけですね。そのことは私の意見としては述べておきたいというふうに思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

榆井委員

今質疑で若干明らかになった点ですけれども、99世帯に458万円、そういう数字が新しくこの方たちに負担になるというふうに言われてました。そういう状況ですけれども、これを回避する知恵出しの場が無かったんじゃないかなと、そういう場をやっぱり設ける必要があったんじゃなかったかなというふうには、ひとつは思います。これは担当が健康増進課でありますから、健康増進課だけの、それも3月31日に国が交付して、4月1日から実施せないかんというような関係もあって、皆さん方の苦労は並大抵のものじゃないということはよく分かります。それでも市が実行する場合は施行日を少し延ばしてでもね、そういう場所を設けて検討するべきじゃなかったかなというふうにひとつは思います。

それから平成18年度に比べると、先ほど言いましたように、16,500円プラスの2.35%、これが金額的にどうなるかちょっと分かりませんけど、これが国保世帯全体に負担増となっているという問題が重なってくると思います。そういう意味では協働という市長の方針がありますけど、市民と行政が痛みを分かつという姿勢もこれには反映されていない、一番初めにいったことと併せての問題ですけれども、そういう状況があるというふうに思います。そういう3つぐらいの点を指摘してですね、この議案に対する反対としたいと思います。

委員長

他に討論はありませんか。

(他になし)

討論を終結いたします。

採決いたします。議案第70号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税の一部を改正する 条例)については、承認することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手)

賛成多数。よって本案は承認すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、厚生委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。